

『土木工事積算必携』【お詫びと訂正】

日頃より当会の出版物をご利用いただき厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、以下のとおり掲載内容の一部に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

第7章 仮設工の積算 3. (1) P280 5～8行目および【計算例7-1】

〈訂正前〉

鋼矢板の供用日数が91日を例として考えると、180日以内の市場単価に供用日数90日 を乗じて求めた賃料計上額①(1現場当たり修理費および損耗費は含まない)が、90日以内の市場単価に90日 を乗じて求めた賃料計上額②(同上)に満たない場合には、180日以内の市場単価に供用日数90日 を乗じて求めた賃料計上額①(同上)が上限となります。

[計算例7-1] 鋼矢板(供用日数が91日)の場合の賃料

- ・ 鋼矢板の市場単価 (180日以内) : 105 円/t・日
- ・ 鋼矢板の市場単価 (90日以内) : 120 円/t・日

(注) 単価は仮定とする

$$\begin{aligned}\text{賃料計上額①} &= \text{市場単価 (180日以内)} \times 90 \text{ (日)} \\ &= 105 \text{ (円/t・日)} \times 90 \text{ (日)} \\ &= 9,450 \text{ (円)}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{賃料計上額②} &= \text{市場単価 (90日以内)} \times 90 \text{ (日)} \\ &= 120 \text{ (円/t・日)} \times 90 \text{ (日)} \\ &= 10,800 \text{ (円)}\end{aligned}$$

賃料計上額② > 賃料計上額① ⇒ 賃料計上額① (9,450円) を上限値とする。

〈訂正後〉

鋼矢板の供用日数が91日を例として考えると、180日以内の市場単価に供用日数**91**日 を乗じて求めた賃料計上額①(1現場当たり修理費および損耗費は含まない)が、90日以内の市場単価に90日 を乗じて求めた賃料計上額②(同上)に満たない場合には、180日以内の市場単価に供用日数**91**日 を乗じて求めた賃料計上額①(同上)が上限となります。

[計算例7-1] 鋼矢板(供用日数が91日)の場合

- ・ 鋼矢板の市場単価 (180日以内) : 105 円/t・日
- ・ 鋼矢板の市場単価 (90日以内) : 120 円/t・日

(注) 単価は仮定とする

$$\begin{aligned}\text{賃料計上額①} &= \text{市場単価 (180日以内)} \times \mathbf{91} \text{ (日)} \\ &= 105 \text{ (円/t・日)} \times \mathbf{91} \text{ (日)} \\ &= \mathbf{9,555} \text{ (円)}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{賃料計上額②} &= \text{市場単価 (90日以内)} \times 90 \text{ (日)} \\ &= 120 \text{ (円/t・日)} \times 90 \text{ (日)} \\ &= 10,800 \text{ (円)}\end{aligned}$$

賃料計上額② > 賃料計上額① ⇒ 賃料計上額① (**9,555**円) を上限値とする。